

住民に近ければ近いほど望ましい

「ニア・イズ・ベター」のまちづくり



自治体と住民が協力し合う住みよいまちづくりを目指した新年度がスタートします（わかき保育園の入園式の様子）

3月定例会は、2月20日から3月9日まで18日間の会期で開かれ、初日には、平成19年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示され、一般質問（11件から23件に掲載）には14人が登壇。産業振興策や地域づくり対策など幅広く町政について質問しました。町からは、特別職の給与に関する条例の一部改正、家族旅行村条例の一部改正案など条例6件、補正予算7件、それに新年度予算9件を含む33件が提案。総額132億円の新年度予算は4日間の予算特別委員会での審議の結果、全て原案どおり可決されました。最終日には追加提案された議員発議の意見書などを可決し、18日間の会期を閉じました。

「ふるまちは住んでよかった」と 思えるまちづくり

3月定例会初日の2月20日、平成19年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示されました。施政方針の中で沼崎町長は「本年度は第8次山田町総合発展計画の2年目となる。歴史ある『ふるさとやま』をより良く次世代に

引き継ぐため、発展計画に基づき『自主・自律・協働』の町づくりを基本理念として『みんなで創る 人と産業が元気なまち 山田』の目標達成に向け決意を新たにしている。しかし、地方自治を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続い

ており、行政サービスを維持・向上させていくためには行政改革を進め町民と行政が協働で役割と責任を分担するまちづくりが重要になると考えている。平成7年の地方分権推進法の施行により『国と地方を対等・協力の関係』に変えたとされたが、平成14年からの『三位一体の改革』を経て、本来私たちが求め続けてきた地方分権は実

現していない。住民に近い空間にできる限りの力を集める分権改革はこの時代の潮流である。私は『住民に近ければ近いほど望ましい』（ニア・イズ・ベター）の考えを基調にして、自治体と住民が知恵を出し合い、協力し合いながら『このまちに住んでよかった』と思えるようなまちづくり

に全力を傾注する覚悟である」と、町の進むべき方向を示しました。これに対し、議員14人が一般質問に立ち産業振興策や地域づくり対策などについて幅広く質問。また、教育行政に関する所信には議員9人が質問し、教育問題や図書館運営など活発な議論が展開されました。

一般会計当初予算は66億円

本定例会には、一般会計をはじめ国民健康保険特別会計など9会計でおよそ132億円の平成19年度予算が提案されました。議会は予算特別委員会を設置し、4日間に及ぶ審議の末、これを原案どおり可決しました。

均衡▽財源の効率的運用で財源不足額の圧縮——を基本として、新たな事業展開を図りながら元気なまちづくりをめざす、第8次総合発展計画の2年目の重要な編成が行われました。主な新規事業は次のとおりです。

一般会計予算の総額は歳入・歳出それぞれ65億9125万円。前年度に対し金額で8575万円、率で1・3%の増となり、6年ぶりのプラス予算となりました。本年度の予算は▽徹底した行革と堅実な財政運営▽発展計画事業を着実に推進するため必要な財源の確保▽プライマリーバランスの

- 橋りよう補修事業（石峠橋）：3200万円
- コミュニティ施設整備助成事業：1600万円
- 消防車両整備事業（第13分団）：1700万円
- さけ・ます増殖施設整備事業（織笠漁協）：2700万円
- 中央公民館改修事業：7623万円

浦の浜海浜キャンプ場

町のテント貸し出し事業を廃止 県などとの協議次第では継続に光

浦の浜海浜キャンプ場のテント貸し出し事業を廃止することとする、家族旅行村条例の一部改正案が提案されました。今回の改正は▽旅行スタイルの変化による利用者数の減少▽貸し出しテントの劣化▽新たなテナントの更新にも投資効果が見込めない——ことから、本年3月31日でテント貸し出し事業を廃止しようとするものです。

遅れをとる「通過型観光」さらに拍車がかかるのではないかと「新たにテントを整備するためのわずかな予算も付けることができないのか」などの意見が続出しました。

浦の浜海浜キャンプ場のテント貸し出し事業を廃止しようとするものです。審議では、「町のイメージダウンとなり観光産業から

執行部では、説明が不十分であったとして、全員協議会の開催を要請。議会はこれに応じて、本会議を一時中断し議論の場を移して、再度、町の考え方をた

だしました。全員協議会では、海浜



浦の浜海浜キャンプ場

キャンプ場は県管理の施設で、以前までは町が県の委託を受け管理をしていたことから、テント貸し出し事業を行うことができた。しかし、指定管理者制度の創設により、民間の団体が新たに施設の管理者として県の委託を受けたことから、町の管理下になくなったことが大きな要因であるとの説明がなされました。議会は、本会議での説明が不十分である、仕事に對して甘さがあるのではないかと。また、指定管理者と相談し、テント貸し出し事業を継続して行うことができないか求めました。これに對し町は、条例は廃止することとなるが、受託している指定管理者、県と協議し、使えるテントを有効に活用できるよう検討したいとの方針が示されました。再開された本会議では、条件付きで改正に賛成する討論などが行われ、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。